

第3章 請願

（請願書の記載事項等）

第134条 請願書は、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。ただし、請願者が署名をするときは、押印を省略することができる。

- 2 請願の紹介議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。
- 3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

（請願の紹介の取消し）

第135条 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、議長の許可を要する。ただし、会議の議題となった請願の紹介を取り消そうとするときは、議会の許可を得なければならない。

- 2 前項の規定による取消しの申出は、文書によらなければならない。

（請願文書表の作成及び配布）

第136条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。この場合において、請願者が数人連署のときは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容が同一のものは請願者某ほか何人と記載するほか、その件数を記載する。

（請願の委員会付託）

第137条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。
- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

（紹介議員の委員会出席）

第138条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

- 2 紹介議員は、前項の規定による要求があったときは、応じなければならない。

（請願の審査報告）

第139条 委員会は、請願について審査の結果を次の各号に掲げる区分により議長に報告しなければ

ならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第140条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものは速やかに送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第141条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理することができる。